

「新しい火力電源入札の運用に係る指針」 の改定について

(趣旨)

新しい火力電源入札の運用に係る指針（以下「ガイドライン」という。）について、火力電源入札専門会合での審議を踏まえた改定案について、御検討いただく。

主なポイント

1. 審議状況と今後の予定について

本年3月～9月にかけて、火力電源入札専門会合（座長：細田孝一神奈川大学法学部教授）を2回開催し、その中で、2度にわたりガイドラインの改定について審議を行った。9月2日の専門会合では、ガイドラインの改定案を事務局から提示し、専門委員より了承が得られ、座長一任とされているところ。

本日、ガイドラインの改定案について本委員会で検討いただいた上で、パブリックコメントに付す予定。

<参考>火力電源入札専門会合の開催実績

第1回	平成27年12月22日	・評価報告書案について（東京電力、中国電力）
第2回	平成28年1月20日	・評価報告書案について（東京電力、中国電力、四国電力、九州電力）
第3回	平成28年3月4日	・火力電源入札制度の在り方について ・評価報告書案について（四国電力、九州電力）
第4回	平成28年3月31日	・火力電源入札制度の在り方について
第5回	平成31年3月18日	・火力電源入札制度の在り方について
第6回	令和元年9月2日	・火力電源入札制度の在り方について

2. ガイドライン改定案の内容について

①今後の火力電源入札の在り方について

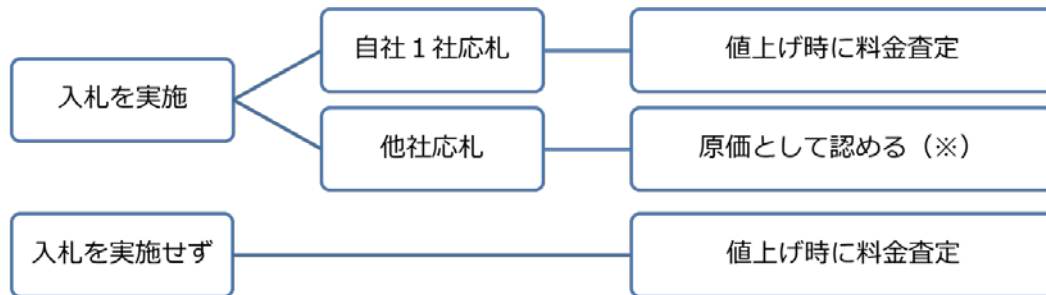
小売市場に多くの新電力が参入しそのシェアは年々増加しており、また卸売分野における競争も拡大しているという事情の変化を鑑みて、みなし小売電気事業者による今後の火力電源調達については、事業者自らの判断において適切な方法により調達することとしつつ、事業者における適切な調達を促進する観点から、効率的かつ透明性の高い調達方法である本指針は引き続き維持することとし、本指針に基づく調達については、経過措置料金の審査において一定の配慮を行う。

②入札を行った場合の結果の取扱い

電気料金算定に当たっては、他の事業者による応札があった場合のみ、料金認可プロセスにおいて、その落札価格を適正な原価とみなすこととする。

また、自社1社応札のみとなった場合については、他社応札があった場合に想定される価格等を参考にしつつ査定する。

【参考】 入札実施と査定の考え方



※ 入札手続きに関して操作や不正等が疑われる特段の事情がある場合には、過去の調達実績等を参考にしつつ個別に査定